

担当医 様

平素は、北本市の保育行政にご協力いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、北本市立保育所での坐薬の一般的な取り扱いとしては、坐薬の使用が必要になった場合は、保護者の園への到着を待って保護者に行ってもらおうようにしており、園では預かるのみにしております。

しかし、近年、病気児童及び配慮が必要な児童の入所が増えてきており、園児を安全に預かることを第一の目的として、けいれん等が起こると救命の応急処置が不可欠な特別な配慮が必要な場合に限り、医師の指示書をもって保育士等による挿入可といたしました。

つきましては、下記に、特別な配慮を要すると考えられる理由等、安全な坐薬挿入を行うための必要事項を明記していただきますようお願いいたします。

北本市福祉部保育課

## 与薬（坐薬）に関する指示書

児童名 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 生

1. 処方対象病名	
2. 薬剤名・用量	
3. 使用方法	◎坐薬使用のタイミングなど
4. 保護者の到着を待っての坐薬挿入では間に合わないと考えられる理由	
5. 薬の保管方法	①常温 ②冷蔵 ③その他（ ）
6. 服用を中止すべき条件などの注意事項	

記載年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名 \_\_\_\_\_ 連絡先TEL \_\_\_\_\_

主治医氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_